

○環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める
件

(平成十七年五月二十五日)

(環境省告示第四十二号)

| | | | | | |
|----|-------|-------|--------|-----|-------|
| 改正 | 平成一八年 | 一月二五日 | 環境省告示第 | 二七号 | |
| | 同 | 一八年 | 八月二二日 | 同 | 第一二三号 |
| | 同 | 一九年 | 八月三一日 | 同 | 第 八〇号 |
| | 同 | 一九年 | 一二月二七日 | 同 | 第一一七号 |
| | 同 | 二三年 | 六月二七日 | 同 | 第 四九号 |
| | 同 | 二五年 | 八月三〇日 | 同 | 第 七六号 |
| | 同 | 二六年 | 六月一日 | 同 | 第 七六号 |
| | 同 | 二六年 | 八月 一日 | 同 | 第 八八号 |
| | 同 | 二七年 | 二月二三日 | 同 | 第 一九号 |
| | 同 | 二七年 | 五月二六日 | 同 | 第 八四号 |
| | 同 | 二七年 | 九月一八日 | 同 | 第一一四号 |
| | 同 | 二八年 | 九月二九日 | 同 | 第 九七号 |
| | 同 | 三〇年 | 一月一五日 | 同 | 第 五号 |
| | 同 | 三〇年 | 八月 六日 | 同 | 第 五八号 |
| | 令和 | 二年 | 一一月 二日 | 同 | 第 九二号 |
| | 同 | 五年 | 四月一七日 | 同 | 第 三五号 |
| | 同 | 五年 | 九月 一日 | 同 | 第 六四号 |
| | 同 | 六年 | 七月 一日 | 同 | 第 五二号 |

(用語の定義)

第一条 この告示において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成十七年政令第百六十九号)及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(次条において「規則」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、特別の定めがある場合を除き、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「おり型施設等」とは、おり型又は網室型の施設であって、次に掲げる要件を満たす

ものをいう。

イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りではない。

ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ハ おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることのできないものであること。

ニ 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。

ホ ニの出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。

ヘ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。

ト 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

二 「擁壁式施設等」とは、擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ロ 擁壁式又は空堀式の施設にあっては、特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面は平滑であり、かつ、十分な高さを有すること。

ハ 柵式の施設にあっては、特定外来生物の逸出を防止するための返し、電気柵等の設備を有し、かつ、十分な高さを有すること。

ニ 柵式の施設にあっては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであること。

ホ 地面に擁壁、柵等を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。

ヘ 電気柵を設ける場合にあっては、停電時に直ちに作動できる発電機その他の設備が設けられていること。

ト 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。

- チ 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
- リ チの出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。
- ヌ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
- ル 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- 三 「移動用施設」とは、特定外来生物の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- ロ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
- ハ 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。
- ニ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ又は構造であること。
- ホ 閉じることができる箱、袋等の二次囲いに収納して運搬可能であること。ただし、施設が活魚運搬車である場合にあっては、この限りでない。
- 四 「水槽型施設等」とは、水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
- ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- ハ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、条^き鰭^き罟^き網^きに属する特定外来生物に係る施設であって、水槽の壁面が十分な高さを有し、特定外来生物が逸出するおそれのない場合又は屋外から隔離できる室内に常置する場合は、この限りでない。

- ニ 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合であって、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。
 - ホ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ又は構造であること。
 - ヘ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- 五 「人工池沼型施設等」とは、人工的に設けられた池、沼その他の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- イ 飼養等の許可を受けた者の管理下でない外部の者が自由に当該施設に近づけないよう、フェンスの設置等の立入防止の措置が講じられていること。
 - ロ 外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
 - ハ 豪雨、洪水等が発生した場合においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。
 - ニ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。
 - ホ 特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有すること、かつ、水面から十分な高さを有すること。ただし、周囲に平滑である又は十分な高さを有する柵を設置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
 - ヘ 施設の周囲に柵等を設置する場合にあつては、十分な深さの地下に固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること、かつ、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであること。
 - ト 施設の内部及びその周辺に、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
 - チ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- 六 「網いけす型施設」とは、網を使用したいけす型の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。
 - ロ いけすの網の目は、飼養等をする特定外来生物が逸出することが不可能な大きさと

すること。

ハ いけすの周囲に逸出防止のため、特定外来生物が通り抜けることのできない柵、網等による二重囲いが設けられていること。ただし、いけすの全面の網が嚴重に固定され逸出可能な開口部が存在しない場合は、この限りでない。

ニ 豪雨、洪水等が発生した場合においても、当該施設内の特定外来生物が容易に施設の外部に流出するおそれのないこと。

ホ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

七 「屋内栽培施設」とは、屋内において植物を栽培するための施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 飼養等の許可を受けた者の管理下でない外部の者が自由に当該施設に立ち入ることができないよう、施錠設備の設置等の立入防止の措置が講じられていること。

ロ 振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ハ 飼養等をする特定外来生物の性質に応じて、特定外来生物が当該施設から外部に逸出するおそれのない構造であること。

ニ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

八 「ほ場型施設」とは、屋外において植物を栽培するための施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 飼養等の許可を受けた者の管理下でない外部の者が自由に当該施設に近づけないよう、フェンスの設置等の立入防止の措置が講じられていること。

ロ 飼養等をする特定外来生物の性質に応じて、特定外来生物が当該施設から外部に逸出するおそれのない構造であること。

ハ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

(特定外来生物の種類ごとの基準の細目等)

第二条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置(以下「識別措置」という。)の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 *Trichosurus vulpecula*(フクロギツネ)、*Erinaceus*属(ハリネズミ属)全種、

Callosciurus erythraeus(クリハラリス)、Callosciurus finlaysonii(フィンレイソンリス)、Pteromys volans(タイリクモモンガ)のうちPteromys volans orii(エゾモモンガ)以外のもの、Sciurus carolinensis(トウブハイイロリス)、Sciurus vulgaris(キタリス)のうちSciurus vulgaris orientis(エゾリス)以外のもの及びOndatra zibethicus(マスカラット)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等(Erinaceus属(ハリネズミ属)全種以外の種にあっては前条第二号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は移動用施設(前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間(その期間が終了するまでに更新のための許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し、許可をするかどうかの処分のある日まで。以下同じ。) 五年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。

(i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

(ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。)

(iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号

(2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

- (i) 特定外来生物の種類
 - (ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
 - (iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項
- ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内((2)に該当する場合にあつては、特定外来生物の種類ごとに(2)で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内)に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない((2)に該当する場合にあつては、(2)の幼齢な期間内に限る。)
- (1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格一一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。)が埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
 - (2) *Trichosurus vulpecula*(フクロギツネ)にあつては六月、*Erinaceus*属(ハリネズミ属)全種、*Callosciurus erythraeus*(クリハラリス)、*Callosciurus finlaysonii*(フィンレイソンリス)、*Pteromys volans*(タイリクモモンガ)のうち*Pteromys volans orii*(エゾモモンガ)以外のもの、*Sciurus carolinensis*(トウブハイイロリス)、*Sciurus vulgaris*(キタリス)のうち*Sciurus vulgaris orientis*(エゾリス)以外のもの若しくは*Ondatra zibethicus*(マスカラット)にあつては二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
 - (3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提

出する場合(愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。)

(4) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十二条第一項に規定する教授、准教授、助教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する首輪、引綱等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

二 *Macaca cyclopis*(タイワンザル)、*Macaca fascicularis*(カニクイザル)及び*Macaca mulatta*(アカゲザル)並びに*Macaca cyclopis*(タイワンザル)が*Macaca fuscata*(ニホンザル)と交雑することにより生じた生物及び*Macaca mulatta*(アカゲザル)が*Macaca fuscata*(ニホンザル)と交雑することにより生じた生物(それぞれの生物の子孫を含む。)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等(前条第二号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は移動用施設(前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 五年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究

又は生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、かつ、当該特定外来生物を実験の用に供する場合又は展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。

(i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

(ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。)

(iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号

(2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

(i) 特定外来生物の種類

(ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内((3)に該当する場合にあっては、(3)で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内)に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない((3)に該当する場合にあっては、(3)の幼齢な期間に限る。)

(1) 入れ墨による識別措置を講じている場合であって、当該措置の個体の体の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養等の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容をハ(1)の台帳に記録している場合(特定外来生物を実験の用に供する場合に限る。)

(2) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格一一七八四号又は一一七八五号に適合しないも

- のに限る。以下この(2)及び(4)において同じ。)が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (3) 生後六月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (4) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (5) 学校教育法第九十二条第一項に規定する教授、准教授、助教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (6) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、実験の用に供するため、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する首輪、引綱等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでな

い。

三 Mustela vison(アメリカミンク)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設(前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 五年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示又は生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。

(i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

(ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。)

(iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号

(2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

(i) 特定外来生物の種類

(ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内((2)に該当する場合

にあつては、特定外来生物の種類ごとに(2)で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内)に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない((2)に該当する場合にあつては、(2)の幼齢な期間内に限る。)

- (1) 飼養等の許可を受ける際に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格一一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。)が埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (2) 生後二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合(愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。)
- (4) 学校教育法第九十二条第一項に規定する教授、准教授、助教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特

定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する首輪、引綱等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

四 Axis属(アキシスジカ属)全種、Cervus属(シカ属)に属する種のうちCervus nippon centralis(ホンシュウジカ)、Cervus nippon keramae(ケラマジカ)、Cervus nippon mageshimae(マゲシカ)、Cervus nippon nippon(キュウシュウジカ)、Cervus nippon pulchellus(ツシマジカ)、Cervus nippon yakushimae(ヤクシカ)及びCervus nippon yesoensis(エゾシカ)以外のもの、Dama属(ダマシカ属)全種並びにElaphurus davidianus(シフゾウ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等(前条第二号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は移動用施設(前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 五年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示又は生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。

(i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

(ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。)

(iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号

- (2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。
- (i) 特定外来生物の種類
 - (ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
 - (iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項
- ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。
- (1) 耳標による識別措置を講じている場合であって、当該耳標の識別番号の管理方法について記載した書類を飼養等の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容をハ(1)の台帳に記載している場合(特定外来生物を生業の維持の用に供する場合に限る)。
 - (2) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格一一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(2)及び(4)において同じ。)が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
 - (3) マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
 - (4) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合(愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。)

(5) 学校教育法第九十二条第一項に規定する教授、准教授、助教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(6) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する首輪、引綱等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

五 Branta canadensis(カナダガン)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等又は移動用施設(前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 五年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあつたときはこれを閲覧させること。

(i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の

事由

- (ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。)
 - (iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号
- (2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。
- (i) 特定外来生物の種類
 - (ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
 - (iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項
- ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の頸^{くび}の付け根又は左胸筋内にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内((3)に該当する場合にあっては、(3)で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内)に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない((3)に該当する場合にあっては、(3)の幼齢な期間内に限る。)。
- (1) 個体の脚部に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)様式第五の二に規定する規格に準じる脚環を装着し、当該脚環の識別番号を証する書類及び装着状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
 - (2) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格一一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(2)及び(4)において同じ。)が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
 - (3) 孵化後二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等であって、かつ、脚環の装着が困難な個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出

し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有さず、かつ、脚環の装着が困難な個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(4) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(5) 学校教育法第九十二条第一項に規定する教授、准教授、助教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の頸の付け根又は左胸筋内にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部の出入口を閉め切った室内において実施すること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

六 Pycnonotus cafer(シリアカヒヨドリ)、Garrulax canorus(ガビチョウ)、Garrulax cineraceus(ヒゲガビチョウ)、Garrulax perspicillatus(カオグログビチョウ)、Garrulax sannio(カオジログビチョウ)及びLeiothrix lutea(ソウシチョウ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等又は移動用施設(前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 五年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三

十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

- (1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。
 - (i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由
 - (ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。)
 - (iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号

- (2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

- (i) 特定外来生物の種類
- (ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
- (iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

- (1) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格一一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)において同じ。)が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (2) 個体の脚部に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則様式第五の二に規定する規格に準じる脚環を装着し、当該脚環の識別番号を証する書類及び装着状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始した

ときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部の出入口を閉め切った室内において実施すること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

七 Chelydra serpentina(カミツキガメ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 五年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあつたときはこれを閲覧させること。

(i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

(ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。)

(iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号

(2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

(i) 特定外来生物の種類

(ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(ii)までに掲げる事項

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左後肢皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。

- (1) 飼養等の許可を受ける際に飼養等を行っている個体について、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格一一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。)が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (2) 甲長が十五センチメートルに満たない個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合(愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。)
- (4) 学校教育法第九十二条第一項に規定する教授、准教授、助教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると

環境大臣が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ 特定外来生物の取扱方法

- (1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。
- (2) 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

八 Trachemys scripta(アカミミガメ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 次のいずれかであること。

- (1) おり型又は網室型の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
 - (i) 当該施設において飼養等する特定外来生物の個体(以下イにおいて「当該個体」という。)の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - (ii) おり型の施設にあつてはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあつては網の目の大きさが、当該個体が通り抜けることのできないものであること。
 - (iii) 給排水設備を通じて当該個体が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
 - (iv) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- (2) 擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
 - (i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - (ii) 擁壁式又は空堀式の施設にあつては、当該個体の逸出を防止するため、その壁面が平滑であり、又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。
 - (iii) 柵式の施設にあつては、当該個体の逸出を防止するための返し等の設備を有し、又は当該個体が登ることができないよう平滑である又は十分な傾斜等を有し、

かつ、十分な高さを有すること。

- (iv) 柵式の施設にあっては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個体が通り抜けることができないものであること。
 - (v) 地面に擁壁や柵を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。
 - (vi) 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、当該個体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
 - (vii) 給排水設備を通じて当該個体が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
 - (viii) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- (3) 当該個体の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
- (i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - (ii) 当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
 - (iii) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該個体が逸出できない大きさ又は構造であること。
- (4) 水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
- (i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - (ii) 当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、当該個体が登ることができないよう水槽の壁面が平滑である若しくは十分な傾斜等を有しており、かつ、十分な高さを有する場合であって、管理者がその場にいる場合、又は屋外から隔離できる室内に常置する場合においては、この限りでない。
 - (iii) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該個体が逸出できない大きさ又は構造であること。
 - (iv) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- (5) 人工的に設けられた池、沼その他の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの

- (i) 外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
 - (ii) 豪雨、洪水等が発生した場合においても、当該施設内の当該個体が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。
 - (iii) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。
 - (iv) 当該個体の逸出を防止するため、その壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、水面から十分な高さを有すること。ただし、周囲に平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する柵を設置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
 - (v) 施設の周囲に柵等を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること、かつ、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個体が通り抜けることができないものであること。
 - (vi) 施設の内部及びその周辺に、当該個体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
 - (vii) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- ロ 飼養等の許可の有効期間 学術研究、展示、教育又は生業の維持を目的とした飼養等をするものについては、五年間とし、輸入して愛玩又は観賞の目的で飼養等をするものについては、許可に係る飼養個体の全てについて譲渡し、死亡その他の事由により飼養等をする必要がなくなった日までとする。
- ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 学術研究、展示又は教育を目的とした飼養等をするものであって、輸入又は購入により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加した場合にあっては、当該増加した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該減少した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合にあっては、この限りでない。
- (1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、

五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。

(i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

(ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。)

(iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号

(2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

(i) 特定外来生物の種類

(ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 生業の維持の目的で飼養等をする者にとっては、個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、一時的に、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れる、人が特定外来生物を直接保持する等の適切な逸出防止措置を講じて飼養等をする場合は、この限りでない。

九 *Mauremys sinensis*(ハナガメ)並びに*Mauremys sinensis*(ハナガメ)が*Mauremys japonica*(ニホンイシガメ)と交雑することにより生じた生物、*Mauremys sinensis*(ハナガメ)が*Mauremys mutica*(ミナミイシガメ)と交雑することにより生じた生物及び*Mauremys sinensis*(ハナガメ)が*Mauremys reevesii*(クサガメ)と交雑することにより生じた生物(それぞれの生物の子孫を含む。)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等(前条第一号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、擁壁式施設等、移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を

含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 五年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。

(i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

(ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。)

(iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号

(2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

(i) 特定外来生物の種類

(ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的

に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

十 *Japalura swinhonis*(スウィンホーキノボリトカゲ)、*Anolis allogus*(アノリス・アルログス)、*Anolis alutaceus*(アノリス・アルタケウス)、*Anolis angusticeps*(アノリス・アングスティケプス)、*Anolis carolinensis*(グリーンアノール)、*Anolis equestris*(ナイトアノール)、*Anolis garmani*(ガーマンアノール)、*Anolis homolechis*(アノリス・ホモレキス)及び*Anolis sagrei*(ブラウンアノール)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等(前条第二号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 五年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。

(i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

(ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。)

(iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号

(2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

(i) 特定外来生物の種類

(ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(ii)までに掲げる事項

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

十一 *Boiga cyanea*(ミドリオオガシラ)、*Boiga cynodon*(イヌバオオガシラ)、*Boiga dendrophila*(マングローブヘビ)、*Boiga irregularis*(ミナミオオガシラ)、*Boiga nigriceps*(ボウシオオガシラ)、*Elaphe taeniura friesi*(タイワンスジオ)及び *Protobothrops mucrosquamatus*(タイワンハブ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等(前条第二号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 五年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。

(i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

- (ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。)
 - (iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号
- (2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。
- (i) 特定外来生物の種類
 - (ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
 - (iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項
- ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の総排泄孔より前の左体側皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。
- (1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格一一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。)が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (2) 体長が五十センチメートルに満たない個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を

届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

- (4) 学校教育法第九十二条第一項に規定する教授、准教授、助教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする特定外来生物について、個体の総排泄孔より前の左体側皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ 特定外来生物の取扱方法

- (1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。
- (2) *Protobothrops mucrosquamatus*(タイワンハブ)の飼養等をする場合にあつては、危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

十二 *Bufo cognatus*(プレーンズヒキガエル)、*Bufo guttatus*(キンイロヒキガエル)、*Bufo marinus*(オオヒキガエル)、*Bufo melanostictus*(ヘリグロヒキガエル)、*Bufo punctatus*(アカボシヒキガエル)、*Bufo quercicus*(オークヒキガエル)、*Bufo regularis*(アフリカヒキガエル)、*Bufo speciosus*(テキサスヒキガエル)、*Bufo typhonius*(コノハヒキガエル)、*Osteopilus septentrionalis*(キューバズツキガエル)、*Eleutherodactylus coqui*(コキーコヤスガエル)、*Eleutherodactylus johnstonei*(ジョンストンコヤスガエル)、*Eleutherodactylus planirostris*(オンシツガエル)、*Kaloula pulchra*(アジアジムグリガエル)及び*Polypedates leucomystax*(シロアゴガエル)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

十三 Rana catesbeiana(ウシガエル)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究、教育又は生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 特定外来生物の種類

- (2) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
- (3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、実験の用に供するため、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

十四 *Andrias*属(オオサンショウウオ属)に属する種のうち*Andrias japonicus*(オオサンショウウオ)以外のもの及び同属に属する種が同属に属する他の種と交雑することにより生じた生物(その生物の子孫を含む。)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設、水槽型施設等又は人工池沼型施設等のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 五年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究、展示又は教育を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

- (1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。
 - (i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由
 - (ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、

飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。)

(iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号

(2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

(i) 特定外来生物の種類

(ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左肩から頸部にかけての皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。

(1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格一一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。)が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(2) 全長が三十センチメートルに満たない個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあっては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(4) 学校教育法第九十二条第一項に規定する教授、准教授、助教若しくは同条第二項に規定する講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左肩から頸部にかけての皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

十五 Ictalurus punctatus(チャネルキャットフィッシュ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等(前条第五号ホからトまでに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は網いけす型施設のいずれかであること。ただし、網いけす型施設については、生業の維持を目的とした飼養等をする場合で、かつ、漁業の用に供する場合に限る。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

- (1) 特定外来生物の種類
- (2) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
- (3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体又は個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲出をし、かつ、当該措置の状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

十六 *Acheilognathus macropterus*(オオタナゴ)、*Tachysurus fulvidraco*(コウライギギ)、*Ameiurus nebulosus*(ブラウブルヘッド)、*Pylodictis olivaris*(フラットヘッドキャットフィッシュ)、*Silurus glanis*(ヨーロッパナマズ)、かわかます科全種、*Gambusia holbrooki*(ガンブスィア・ホルブロオキ)、*Neogobius melanostomus*(ラウンドゴビー)、*Lates niloticus*(ナイルパーチ)、*Morone americana*(ホワイトパーチ)、*Gymnocephalus cernua*(ラッフ)、*Perca fluviatilis*(ヨーロッパアンパーチ)、*Sander lucioperca*(パイクパーチ)、*Siniperca chuatsi*(ケツギョ)及び*Siniperca scherzeri*(コウライケツギョ)並びにかわかます科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物(その生物の子孫を含む。)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体又は個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲出をし、かつ、当該措置の状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

十七 ガー科全種、*Gambusia affinis*(カダヤシ)、*Morone chrysops*(ホワイトバス)及び *Morone saxatilis*(ストライプトバス)並びにガー科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物及び*Morone chrysops*(ホワイトバス)が*Morone saxatilis*(ストライプトバス)と交雑することにより生じた生物(それぞれの生物の子孫を含む。)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設、水槽型施設等又は人工池沼型施設等(前条第五号ホからトまでに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体又は個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲出をし、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的

に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

十八 *Hestina assimilis*(アカボシゴマダラ)のうち*Hestina assimilis shirakii*(アカボシゴマダラ奄美亜種)以外のもの

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等(前条第一号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りではない。

十九 *Apriona swainsoni* (サビイロクワカミキリ) 及び *Aromia bungii*(クビアカツヤカミキリ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等(前条第一号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究を目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 特定外来生物の種類

(2) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りではない。

二十 Neolucanus angulatus(アングラトウスマルバネクワガタ)、Neolucanus baladeva(バラデバマルバネクワガタ)、Neolucanus giganteus(ギガンテウスマルバネクワガタ)、Neolucanus katsuraorum(カツラマルバネクワガタ)、Neolucanus maedai(マエダマルバネクワガタ)、Neolucanus maximus(マキシムスマルバネクワガタ)、Neolucanus perarmatus(ペラルマトウスマルバネクワガタ)、Neolucanus saundersii(サンダースマルバネクワガタ)、Neolucanus tanakai(タナカマルバネクワガタ)、Neolucanus waterhousei(ウォーターハウスマルバネクワガタ)、Cheirotonus 属(テナガゴガネ属)に属する種のうちCheirotonus jambar(ヤンバルテナガゴガネ)以

外のもの、*Euchirus*属(クモテナガコガネ属)全種、*Propomacrus*属(ヒメテナガコガネ属)全種

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入り口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

二十一 *Bombus terrestris*(セイヨウオオマルハナバチ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等(前条第一号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)

又は水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に

届け出ること。ただし、学術研究又は生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

- (1) 特定外来生物の種類
- (2) 一年間に飼養等をした個体に係る巣箱の総数量、増減した数量及び現存量
- (3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

- (1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する袋に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。
- (2) 飼養等をしないこととした場合は、個体を収納している巣箱を密閉した袋に入れること等により、確実に殺処分すること。

二十二 *Lepisiota frauenfeldi*(ハヤトゲフシアリ)、*Linepithema humile*(アルゼンチンアリ)、*Solenopsis geminata*種群(ソレノプスイス・ゲミナタ種群)全種、*Solenopsis saevissima*種群(ソレノプスイス・サエヴィスイマ種群)全種、*Solenopsis tridens*種群(ソレノプスイス・トゥリデンス種群)全種、*Solenopsis virulens*種群(ソレノプスイス・ヴィルレンス種群)全種及び*Wasmannia auropunctata*(コカミアリ)並びに*Solenopsis geminata*種群(ソレノプスイス・ゲミナタ種群)、*Solenopsis saevissima*種群(ソレノプスイス・サエヴィスイマ種群)、*Solenopsis tridens*種群(ソレノプスイス・トゥリデンス種群)及び*Solenopsis virulens*種群(ソレノプスイス・ヴィルレンス種群)に属する種が*Solenopsis geminata*種群(ソレノプスイス・ゲミナタ種群)、*Solenopsis saevissima*種群(ソレノプスイス・サエヴィスイマ種群)、*Solenopsis tridens*種群(ソレノプスイス・

トゥリデンス種群)及び*Solenopsis virulens*種群(ソレノプシス・ヴィルレンス種群)に属する他の種と交雑することにより生じた生物(その生物の子孫を含む。)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究を目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 特定外来生物の種類

(2) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入り口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

(2) *Solenopsis geminata*種群(ソレノプシス・ゲミナタ種群)全種、*Solenopsis saevissima*種群(ソレノプシス・サエヴィシイマ種群)全種、*Solenopsis tridens*

種群(ソレノプスイス・トゥリデンス種群)全種、*Solenopsis virulens*種群(ソレノプスイス・ヴィルレンス種群)全種及び*Wasmannia auropunctata*(コカミアリ)並びに*Solenopsis geminata*種群(ソレノプスイス・ゲミナタ種群)、*Solenopsis saevissima*種群(ソレノプスイス・サエヴィスイマ種群)、*Solenopsis tridens*種群(ソレノプスイス・トゥリデンス種群)及び*Solenopsis virulens*種群(ソレノプスイス・ヴィルレンス種群)に属する種が*Solenopsis geminata*種群(ソレノプスイス・ゲミナタ種群)、*Solenopsis saevissima*種群(ソレノプスイス・サエヴィスイマ種群)、*Solenopsis tridens*種群(ソレノプスイス・トゥリデンス種群)及び*Solenopsis virulens*種群(ソレノプスイス・ヴィルレンス種群)に属する他の種と交雑することにより生じた生物(その生物の子孫を含む。)の飼養等をする場合にあっては、危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

二十三 *Vespa velutina*(ツマアカスズメバチ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等(前条第一号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

- (1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の

飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入り口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りではない。

- (2) 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

二十四 *Dikerogammarus villosus*(ディケロガンマルス・ヴィルロス)、ざりがに科に属する種のうち*Pacifastacus leniusculus*(ウチダザリガニ)以外のもの、アメリカざりがに科に属する種のうち*Procambarus clarkii*(アメリカザリガニ)以外のもの、アジアざりがに科に属する種のうち*Cambaroides japonicus*(ニホンザリガニ)以外のもの及びみなみざりがに科全種

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

二十五 *Pacifastacus leniusculus*(ウチダザリガニ)(規則第九条の適用を受ける場合を除く。)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は人工池沼型施設等のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 特定外来生物の種類

(2) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

二十六 Procambarus clarkii(アメリカザリガニ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 次のいずれかであること。

(1) 擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの

(i) 当該施設において飼養等する特定外来生物の個体(以下イにおいて「当該個体」という。)の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下

等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

- (ii) 擁壁式又は空堀式の施設にあっては、当該個体の逸出を防止するため、その壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。
 - (iii) 柵式の施設にあっては、当該個体の逸出を防止するための返し等の設備を有し、又は当該個体が登ることができないよう平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。
 - (iv) 柵式の施設にあっては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個体が通り抜けることができないものであること。
 - (v) 地面に擁壁や柵を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。
 - (vi) 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、当該個体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
 - (vii) 給排水設備を通じて当該個体が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
 - (viii) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- (2) 当該個体の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
- (i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - (ii) 当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
 - (iii) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該個体が逸出できない大きさ又は構造であること。
- (3) 水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
- (i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - (ii) 当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、当該個体が登ることができないよう水槽の壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する場合であって、管理者がその場にいる場合は、この限りでない。
 - (iii) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該個体が逸出できない大き

さ又は構造であること。

(iv) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

(4) 人工的に設けられた池、沼その他の施設であつて、次に掲げる要件を満たすもの

(i) 外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

(ii) 豪雨、洪水等が発生した場合においても、当該施設内の当該個体が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。

(iii) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。

(iv) 当該個体の逸出を防止するため、その壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、水面から十分な高さを有すること。ただし、周囲に平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する柵を設置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

(v) 施設の周囲に柵等を設置する場合にあつては、十分な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること、かつ、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個体が通り抜けることができないものであること。

(vi) 施設の内部及びその周辺に、当該個体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。

(vii) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 学術研究、展示、教育又は生業の維持を目的とした飼養等をするものについては、三年間とし、輸入して愛玩又は観賞の目的で飼養等をするものについては、許可に係る飼養個体の全てについて譲渡し、死亡その他の事由により飼養等をする必要がなくなった日までとする。

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 学術研究、展示又は教育を目的とした飼養等をするものであつて、輸入又は購入により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加した場合にあつては、当該増加した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。生業の維持を目的とした飼養等をするものであつて、輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該減少した日から三十日以内に

環境大臣に届け出ること。ただし、生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合にあっては、この限りでない。

- (1) 特定外来生物の種類
- (2) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
- (3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 生業の維持の目的で飼養等をする者にあつては、個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、一時的に、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れる、人が特定外来生物を直接保持する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

二十七 Eriocheir属(モクズガニ属)に属する種のうちEriocheir japonica(モクズガニ)及びEriocheir ogasawaraensis(オガサワラモクズガニ)以外のもの

イ 特定飼養等施設の基準の細目 擁壁式施設等、移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

- (1) 特定外来生物の種類

- (2) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
- (3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

二十八 きょくとうさそり科全種

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

- (1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の

飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

- (2) 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

二十九 Atrax属(アトラクス属)全種、Hadronyche属(ハドロニユケ属)全種、Loxosceles gaucho(ロクソスケレス・ガウコ)、Loxosceles laeta(ロクソスケレス・ラエタ)、Loxosceles reclusa(ロクソスケレス・レクルサ)、Latrodectus属(ゴケグモ属)に属する種のうちLatrodectus elegans(アカオビゴケグモ)以外のもの

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

- (1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

- (2) 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

三十 Limnoperna属(カワヒバリガイ属)全種、Dreissena bugensis(クワツガガイ)、Dreissena polymorpha(カワホトトギスガイ)、Euglandina rosea(ヤマヒタチオビ)及びPlatydemus manokwari(ニューギニアヤリガタリクウズムシ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、十分な強度を有する袋に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

三十一 Alternanthera philoxeroides(ナガエツルノゲイトウ)、Hydrocotyle ranunculoides(ブラジルチドメグサ)、Pistia stratiotes(ボタンウキクサ)、Azolla cristata(アズラ・クリスタタ)、Gymnocoronis spilanthoides(ミズヒマワリ)、Myriophyllum aquaticum(オオフサモ)、Utricularia cf. platensis(エフクレタヌキモ)、Utricularia inflata(ウトウリクラリア・インフラタ)、Utricularia platensis(ウトウリクラリア・プラテンシス)及びLudwigia grandiflora(ルドウィギア・グランディフロラ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、水槽型施設等(前条第四号ロ、ハ及びニに掲げる要件を満たさない

施設を含む。)又は人工池沼型施設等(前条第五号ニからトまでに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。ただし、指定の際現に飼養等をしている個体を観賞のために飼養等をする場合にあつては、移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等に限る。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け若しくは採取により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、十分な強度を有する水槽に入れること等の適切な逸出防止措置を講じ、速やかに特定飼養等施設に収容する場合は、この限りでない。

(2) 施設内の水交換等に当たっては、特定外来生物の個体又はその器官が逸出することのないよう、濾過した上で排水を行うこと。

(3) 枯損した個体若しくはその器官又は飼養等をしないこととした個体若しくはその器官については、焼却処分すること。

三十二 Coreopsis lanceolata(オオキンケイギク)、Mikania micrantha(ツルヒヨドリ)、Rudbeckia laciniata(オオハンゴンソウ)、Senecio madagascariensis(ナルトサワギク)、Drosera intermedia(ナガエモウセンゴケ)、Ammophila arenaria(ビーチグラス)、Spartina属(スパルティナ属)全種及びVeronica anagallis - aquatica(オオカワヂシャ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は屋内栽培施設のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け若しくは採取により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、袋に入れること等の適切な逸出防止措置を講じ、速やかに特定飼養等施設に収容する場合は、この限りでない。

(2) 枯損した個体若しくはその器官又は飼養等をしないこととした個体若しくはその器官については、焼却処分すること。

三十三 Sicyos angulatus(アレチウリ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、屋内栽培施設又はほ場型施設のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け若しくは採取により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を

開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

- (1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、袋に入れること等の適切な逸出防止措置を講じ、速やかに特定飼養等施設に収容する場合は、この限りでない。
- (2) 枯損した個体若しくはその器官又は飼養等をしないこととした個体若しくはその器官については、焼却処分すること。
- (3) ほ場型施設で飼養等をする場合にあつては、結実期前にすべての個体を採取し、焼却処分すること。